

山口県報

平成 19 年
10 月 9 日
(火曜日)

目 次

- 一 告示
児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(こども未来課).....
- 一 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 二 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 三 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づいて市町道の改築に関する工事(道路整備課).....
- 三 防府都市計画下水道事業の事業計画の役更認可(都市計画課).....
- 三 公告
土地改良区役員の出出(農村整備課).....
- 四 萩都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 四 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 五 山口都市計画道路の変更に係る公聴会の開催(都市計画課).....
- 五 山口都市計画道路の変更に係る公聴会の開催(都市計画課).....
- 五 小郡都市計画道路の変更に係る公聴会の開催(都市計画課).....



山口県告示第四百九十五号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示(昭和六十三年山口県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月九日

山口県知事 一井 関 成

「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改め、「又は補装具の交付若しくは修

理」及び「育成医療の給付の対象とした児童に係る扶養義務者であつては別表第三に定める額より、児童福祉法第二十一条の九の二に規定する医療の給付の対象とした者に係る扶養義務者以外の者」を記す。

別表第一の欄第十一「、同法附則第五條第二項及び同法附則第四十條第八項、及び同法附則第五條第三項、並びに「回轉率」中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第八号)」「回轉率」中「、及び」中「において、」及び「においては、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第八号)の規定はなお効力を有するものとみなして適用し、」並びに「回轉率」並びに「指定国立療養所等」及び「指定医療機関」並びに「回轉率」中「第六條第一項、及び「第十七條」中「女子」及び「者」並びに「又はこれに準ずる者で別に定めるもの、」並びに「回轉率」中「者を除く、」及び「者、児童福祉法第二十四條の第二項の規定により指定知的障害児施設等に入所等をしている障害児、障害者自立支援法(平成17年法律第一二三号)第六條に規定する自立支援給付(同法第五條第五項に規定する療養介護、同法第六項に規定する生活介護、同法第十三項に規定する自立訓練、同法第十四項に規定する就労移行支援又は同法第十五項に規定する就労継続支援に係るものに限る。)の受給者及び同法附則第二十二條第一項の特定旧法受給者を除く、」並びに「回轉率」中「」及び「」を記す。

才 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第四十五條第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

児童養育施設の職員及び児童福祉法第二十四條の第二項第一項の障害児施設給付費の支給を受けている場合において、七にかかわらず、当該児童等の属する世帯においてその月の徴収金の額の最も多額な児童等から順次、次の式により算出した額(当該世帯がD¹⁴の階層に該当する場合は、当該世帯に属する児童等が入所施設に入所し、又は通所施設に通所しているもの(これらの児童等が措置児童等でないときは、これらを措置児童等とみなす。))に係る徴収金の額を合算した額とする。以下「徴収金上限額」という。)と利用者負担額(同法第二十四條の第二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額(以下「障害児施設給付費負担上限額」という。))及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第二十七條の第六項の食費等の基準費用額の合計額(同法第二十四條の第二項第一項の障害児施設医療費の支給を受けている場合にあつては、障害児施設給付費負担上限額、同法第二項第一号ただし書の政令で定める額及び同項第二号の厚生労働大臣が定める額の合計額)をいい、実際支払額(措置され、又は委託された

措置され、又は委託された児童等の扶養義務者が児童福祉法第二十四條の第二項第一項の障害児施設給付費の支給を受けている場合において、七にかかわらず、当該児童等の属する世帯においてその月の徴収金の額の最も多額な児童等から順次、次の式により算出した額(当該世帯がD¹⁴の階層に該当する場合は、当該世帯に属する児童等が入所施設に入所し、又は通所施設に通所しているもの(これらの児童等が措置児童等でないときは、これらを措置児童等とみなす。))に係る徴収金の額を合算した額とする。以下「徴収金上限額」という。)と利用者負担額(同法第二十四條の第二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額(以下「障害児施設給付費負担上限額」という。))及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第二十七條の第六項の食費等の基準費用額の合計額(同法第二十四條の第二項第一項の障害児施設医療費の支給を受けている場合にあつては、障害児施設給付費負担上限額、同法第二項第一号ただし書の政令で定める額及び同項第二号の厚生労働大臣が定める額の合計額)をいい、実際支払額(措置され、又は委託された

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 四三四号
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字須万字御嶺山四五三の一地先から 同市 同大字字高崎二四四一地先まで			最狭 二〇・六〇	一、一三四・五	
周南市大字須万字御嶺山四五三の一地先から 同市 同大字字小黒瀬三四一九の一地先まで			最狭 五一・二〇	一、一四四・三	道路改良工事に 完了による。
周南市大字須万字小黒瀬三四一九の一地先から 同市 同大字字高崎二四四一地先まで			最狭 五四・一六	五九・〇	周南市道日下線 の道路の区域

道路の種類 県道
 路線名 萩津和野線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字高佐下字足出二一九七の二地先から 同市同大字 同字二〇三の二三地先まで			最狭 一一・四四	八三・六	
			最狭 五四・四〇	八三・六	道路改良工事に 完了による。

山口県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	周南市大字須万字御嶺山四五三の一地先から 同市 同大字字小黒瀬三四一九の一地先まで	平成十九年十月十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩津和野線	萩市大字高佐下字足出二一九七の二地先から 同市同大字 同字二〇三の二三地先まで	平成十九年十月十日

山口県告示第四百九十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり行つ。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

市 名	路 線 名	工 事 区 間	工事種類の	始工年月日
山陽小野田市	有帆大休線	山陽小野田市大字有帆字白石四〇地先から 同大字字下指月二四地先まで	道路改良	平成十九年十月十日

山口県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

二 防府市
都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画下水道事業防府市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十四年三月十二日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

防府市本橋町、新橋町、今市町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、佐波一丁目、佐波二丁目、寿町、迫戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国衛一丁目、国衛二丁目、国衛三丁目、国衛四丁目、国衛五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鋳物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、岸津三丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼及び大字江泊



(四九五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年十月九日

一 就任した役員

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
周東祖生土地改良区
理事の別
氏名
住
所

神尾 透 岩国市周東町祖生五三
坂本 誠 六九〇三の二
山近 伸老 四八二六の一
山中 文夫 四一九一第二
篠田 省三 二二六〇の一三
藤隠 豊 六三二〇
中津 康紘 二八八六
田村 義晴 六八三六
末田 利吉 二四四〇
会田 和則 四五六七

二 退任した役員

土地改良区の名称
周東祖生土地改良区
理事の別
氏名
住
所

神尾 透 岩国市周東町祖生五三
坂本 誠 六九〇三の二
山近 伸老 四八二六の一
山中 文夫 四一九一第二
篠田 省三 二二六〇の一三
藤隠 豊 六三二〇
中津 康紘 二八八六
田村 義晴 六八三六
末田 利吉 二四四〇
会田 和則 四五六七

(四九六) 萩都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画臨港地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画臨港区区潟臨港地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(四九七) 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画下水道萩市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(四九八) 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 開催の日時
平成十九年十月二十九日（月曜日）午後二時
- 二 開催の場所
山口市小郡下郷六〇九の一
山口市小郡総合支所
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
(一) 変更する山口都市計画道路一・四・百一山口宇部線
次のとおりとする。

- (二) 変更する山口都市計画道路一・四・百一山口宇部線
次のとおりとする。
- 四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十九年十月二十二日（月曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十九年十月二十二日までの消印のあるものに限りま

す。

- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七二五）にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

- 山口市滝町一番一号
- 山口県土木建築部都市計画課
- 山口市神田町六番一〇号
- 山口土木建築事務所
- 山口市亀山町二番一号
- 山口市都市整備部都市計画課
- 山口市小郡下郷六〇九の一
- 山口市小郡総合支所

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。

(四九九) 小郡都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、小郡都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十九年十月九日

山口県知事 二井 閑成

一 開催の日時

平成十九年十月二十九日(月曜日)午後三時

二 開催の場所

山口市小郡下郷六〇九の一

山口市小郡総合支所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する小郡都市計画道路一・四・百一山口宇部線

次のとおりとする。

(二) 変更する小郡都市計画道路三・四・十四長谷線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十九年十月二十二日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)(を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十九年十月二十二日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

山口市神田町六番一〇号

山口土木建築事務所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

山口市小郡下郷六〇九の一

山口市小郡総合支所

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

平成十九年十月九日印刷
平成十九年十月九日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)